

インフルエンザ集団発生時の対応

インフルエンザウイルスは感染力が非常に強いことから、ウイルスを持ち込まれないようにすることが学校や保育施設等における感染防止の基本となります。

学校や保育施設内で感染が発生した場合には、感染の拡大を可能な限り阻止し被害を最小限に抑えることが感染防止対策の目的となります。

【 基本ポイント 】

- **感 染 症 法**：インフルエンザは感染症法上5類感染症に位置づけられています。学校保健安全法では学校感染症（第2種）に指定されており、解熱した後2日を経過するまで出席停止と規定されています。
 - ※厚生労働省作成の「保育所における感染症が対策ガイドライン」には、乳幼児期の特徴をふまえ、「解熱した後3日間を経過するまでは、登園を避けるように保護者に依頼する」とあります。
 - 学校では生徒が近接したなかで生活しており、インフルエンザ等の呼吸器感染症が伝播しやすい環境にあります。そのため、手洗い、マスクなどの呼吸器衛生／咳エチケット、換気などの様々な呼吸器感染対策を行う必要があります。
- **患者発生動向の把握**：学校内において患者の確認と集団発生が生じた場合には、保健所等に連絡
- **患者への医療提供**：発症早期に抗インフルエンザウイルス薬の内服、可能な限り個室療養
- **療 養 上 の 注 意**：安静、適切な対症療法、水分補給
- **感染拡大経路の遮断**：マスクの着用と換気、消毒
- **環 境 の 設 備**：消毒

感染拡大経路の遮断

- 医療機関の受診をすすめる。
 - ・インフルエンザは発症早期の診断、抗インフルエンザ薬の投与が有効である。
 - ・小児はインフルエンザに罹患した場合に、急激に症状、病態が悪化し、肺炎、脳炎などを合併するなど重症化することがあるため、早期の受診をすすめる。
 - ・高熱がでている間や、抗インフルエンザ薬服用後2日間は小児・未成年を一人にしない配慮を保護者にお願いする。
- 登校の目安は解熱後2日まで（熱が下がった翌日から2日）。
 - ※保育所等乳幼児の保育施設への登園の目安は解熱後3日まで（熱が下がった翌日から2日）
 - ・出席停止となり自宅療養する場合はなるべく個室で療養し、人の集まる所へはいかないように指導してもらう。
 - ・集団発生の場合は学校医の先生にも連絡するようすすめる。
- 濃厚接触者にマスク着用をすすめる。
 - ・児童、生徒、職員、来訪者へ手洗い、咳エチケットの啓発をすすめる。
- 可能な限り教室の換気をすすめる。
- 多くの人が集まる行事等の一時停止を検討してもらう。

環境の整備

○ 多くの人が接触する箇所の清掃、消毒

普段は通常以上の清掃の必要はありません。

ただし、インフルエンザの流行期には、多くの人が頻回に接触したと考えられる箇所（ドアノブ、トイレの便座、スイッチ、手すり、テーブル、椅子、ベッド柵等）については、消毒液を十分に浸したペーパータオルや除菌用ウェットティッシュ等で拭き取り消毒を行います。

○ 清掃、消毒の際に着用すべきもの

清掃、消毒を実施するものは、マスク（不織布製）、手袋を着用する。手袋は滅菌である必要はなく、水を通さない材質のものを使用する。

手指衛生について

環境整備後あるいは消毒後には、手袋を外した後に流水・石鹼による手洗いもしくは速乾性擦式消毒用アルコール製剤による手指衛生を必ず実施する。手指衛生はあらゆる感染対策の基本であり、室内で患者の所有していた物品を触った後、食事配膳前、食事摂取前、排便・排尿後にも手指衛生を実施すべきです。

消毒について

◇ 消毒用エタノール

消毒液を十分に浸したタオル（ペーパータオル等）、脱脂綿を用いた拭き取り消毒を行う。消毒剤の噴射は不完全な消毒、ウイルスの舞い上がりを招く可能性があり、推奨されない。

◇ 次亜塩素酸ナトリウム溶液

濃度は0.02～0.1%（200～1,000ppm）の溶液を用いる。30分間の浸漬かあるいは消毒液を浸したタオル、雑巾等による拭き取り消毒を行う。消毒剤の噴射は不完全な消毒や、ウイルスの舞い上がりを招く可能性があり、また消毒実施者への健康被害につながる危険性もあるため、推奨されない。

お問い合わせ

石巻保健所 疾病対策班

TEL 0225-95-1430